

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

2021

1

Issue ● 325

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>

2020年度(第26回)都市ビル環境の日
第13回「子ども絵画コンクール」最優秀賞

『地球を笑顔に』

秦 菜摘子さん(那珂小学校6年)の作品



きれいにしよう





公益社団法人
福岡県ビルメンテナンス協会
会長 **金子 誠**

コロナ峠の向こう側に拓くビルメン地平

令和三年の幕開けにあたり、年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年はコロナに始まり、年の瀬に至ってもその収束は見込めない状況での年越しとなりました。その間もビルメンテナンスは息つく暇もなく“社会的必要不可欠業務”の使命を果たし続けてきたことです。本当にご苦労さまでした。初めての国難の経験とはいえ、協会組織もこの一年で挫折も後悔も大切なものを失う悲哀さえも会員の皆さんと共にせざるを得ませんでした。しかし一方で、わたしたちは意気軒高なる現場の力に支えられ、この難局だからこそ味わえる率直な喜び、少しの達成感、確かな自信も自分の中に取り込めたのではないのでしょうか。

眼前のコロナという高い障壁を乗り越えるために、これから協会が取り組むべきことは、第一に斯業の業務管理費用が次年度予算において理不尽に削減されることにならないようにすることです。そして第二に、感染症と献身的に敢然と向き合ってくれた現場力の基である高年齢・就労弱者層“雇用”のいま一度の深い掘り起こし評価作業であると考えています。

コロナの峠を越えた時、わたしたちはそこから時代の流れの大きく、早く、深い合流域を見渡すことになるでしょう。ビルメンテナンスは過去 50 年の不

断の歩みにより、単体産業としての位置にたどり着きました。次の一番大事な目標は、業の基である誠実な現場力の社会的評価の確立です。先進国にあって、我が国の“最低賃金”レベルは残念ながら下位にあります。その価値範疇で従業員の生活を成り立たせている業界にとっては、いま国策として推し進めている最低賃金時給単価 1000 円超えの流れは、本来望むべきものでもあります。ところが我が国の中小・零細企業群も、その“最賃”に足場を置いて企業経営をかるうじて維持しているという厳然とした事実があります。コロナ収束後に、また最低賃金年率平均 3% 積み上げが再始動した時、三年後にはそのコスト増に耐え切れない企業も相当数出るのではないかと危惧しています。これがコロナ峠を越えた時に、初めて臨める変化の時代の奔流の姿と思われれます。であるからこそ、わたしたち協会員はそれぞれ小舟ではあっても信頼の絆でお互いを結び合い、この奔流横断に果敢に乗り出していきたいと念じたことです。

去年、コロナに正面から立ち向かった会員の皆さん、その経験のすべてをいま血肉として目の前のコロナ障壁を登り切り、新しき年を雄々しく進んで行きましょう。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



福岡県知事
小川 洋

感染症対策と併せて 社会経済活動の着実なレベルアップに取り組みます

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会の皆さまにおかれましては、日ごろから建築物における環境衛生を保持するため、作業従事者に対する研修や都市ビル環境の日におけるクリーンアップ事業などにご尽力いただいております。心から感謝申し上げます。

昨年、災害と新型コロナウイルス感染症、11月に本県で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応に全力を挙げる一年でした。

「令和2年7月豪雨」により、本県は、4年連続の災害となりました。それぞれの被災地の一日も早い復旧・復興に、引き続き、全力で取り組んでまいります。

鳥インフルエンザ発生時には、国、宗像市、自衛隊をはじめ関係の皆さまの協力を得て、鶏の殺処分、埋却などの防疫措置を迅速かつ徹底して行いました。

新型コロナウイルスが世界中でまん延し、生活や経済に大きな影響を与えています。県では、感染防止対策、医療提供体制の確保と併せ、県民の皆さまの生活の支援や事業者の皆さまの事業継続の支援などに取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症対策と災害からの復旧・復興を着実に進めるとともに、一日も早い地域経済の立直しに取り組みます。また、このような厳しい時こそ、将来の発展の種を撒く、芽を育てることが大事であるため、次の3つに取り組んでいきます。

第一に、「新たな成長産業の創出」です。本県は昨年、宇宙ビジネスに挑戦する企業の集積、大学などの研究機関の充実などが評価され、国から「宇宙ビジネス創出推進自治体」に選定されました。こうし

た福岡発の新ビジネス創出に、一層取り組んでいきます。

第二は、「新たな受け皿づくり」です。頻発する自然災害とコロナ禍にあって、地方への移住・定住の意識の高まり、企業の本社、研究開発機能の分散化の動きが見られます。この機を捉え、その受け皿として選ばれるよう、本県の魅力を高めることが重要です。そのため、住み慣れたところで「働く」、長く元気に「暮らす」、お子さんを安心して産み「育てる」ことができる地域社会づくりを一層進めていきます。

第三は、「将来の発展基盤の充実と安全・安心で災害に強い福岡県の実現」です。今春の供用開始を目指した福岡高速6号線の建設、また、東九州自動車道や国道201号八木山バイパスの4車線化事業など産業振興の基盤となる県内基幹道路の整備、下関北九州道路や北九州空港の滑走路延長の実現に向けた取り組みを進めるとともに、防災減災対策、国土強靱化の推進に取り組みます。

コロナとの闘いは、これからも続きます。社会全体で感染防止を図りながら、今年の干支の丑年らしく、一步一步着実に社会経済活動のレベルを上げてまいります。

また、ポストコロナを見据え、諸課題にしっかり取り組み、県内各地の魅力を高めることによって、福岡県を元気にしていきます。そして、福岡県を日本海側に位置し、アジアを向いた一大拠点として発展させ、九州、日本を引っ張っていきます。

新年が皆さまにとって、素晴らしい一年となりますよう心からお祈りいたします。



福岡労働局長
藤枝 茂

労働行政の推進に引き続きのご協力をお願いします

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして、多大なご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、昨年の経済情勢は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、幅広い業種で厳しい経営環境におかれ、県内の有効求人倍率は1.00倍にまで低下しました。本年は感染の早期終息と、社会経済活動の再開により一日も早い経済回復が望まれるところです。

本年の福岡労働局の最重点課題は、コロナ禍における県内の雇用の確保に引き続き万全を期するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて、時間外労働の上限規制やいわゆる「同一労働同一賃金」など働き方改革の推進と定着、就職氷河期世代の方への就職支援を図ることです。福岡県民の皆様が安心してやりがいをもっていきいきと働けるよう取り組んでまいります。

具体的には、雇用の維持・失業の予防に向けた対策として、雇用調整助成金等の活用を推進し事業主の雇用維持への取組を支援するとともに、県内ハローワークにおいて、求職者のニーズを踏まえた求人の確保と人手不足分野におけるマッチングの推進による求人者支援に取り組むなど、再就職支援を強化します。また、失業なき労働移動支援対策として、公益財団法人産業雇用安定センターと連携した在籍型出向の活用による雇用維持を推進します。

働き方改革の推進と定着については、昨年の4月の中小企業に対する時間外労働の上限規制適用に続き、本年の4月には「同一労働同一賃金」が中小企業に適用されますので、説明会の開催等による周知と、働き方改革の導入に課題を抱える中小企業・小規模事業主に対し「福岡働き方改革推進支援センター」を通じて支援を行ってまいります。あわせて、労働基準監督署においては、時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると疑われる事業場や過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を強化・徹底してまいります。

また、昨年6月から労働施策総合推進法の改正により、職場のパワーハラスメント対策が大企業の措置義務となって

おります。セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントも含めて総合的なハラスメント対策として、昨年12月から本年3月までの間、福岡労働局内に「特別相談窓口」を設置して対応しております。

加えて、働く方々が職場でその意欲と能力を十分に発揮するためには、日々の仕事及安全で健康的であることが必要です。しかし、県内における死傷災害は増加傾向にあることから、本年も引き続き第13次労働災害防止計画に定めた死亡重篤災害の撲滅を目指した対策及び災害が多発している第三次産業を含めた就業構造の変化や働き方の多様化に対応した労働災害防止対策を推進してまいります。第13次労働災害防止計画期間を通じて、事業場における「メンタルヘルス対策」及び「治療と仕事の両立支援対策」の取組率の向上並びに「化学物質の使用に係るリスクアセスメント」の確実な実施を掲げ、取り組んでまいります。

さらに、昨年10月1日から福岡県最低賃金は時間額842円に引き上げられました。引き続き履行の確保と、最低賃金引上げに向けた業務改善助成金等の一層の活用促進に努めてまいります。

雇用対策については、コロナ禍への対応とともに、引き続きハローワークにおける求人・求職の的確なマッチングを実施するほか、就職氷河期世代の活躍に向けた「ふくおかプラットフォーム事業実施計画」の推進、キャリアアップ助成金の活用推進などによる非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を図ってまいります。また、地方公共団体との連携を強化し、地域雇用対策の推進や新規学卒者をはじめとした若者に対するきめ細かな就職支援を行うほか、高齢者雇用対策、障害者雇用対策、民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の確保、公的職業訓練制度を活用した就職支援に取り組んでまいります。

労働行政の推進に引き続きのご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。


むすびとなりますが、公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会並びに会員の皆様のご発展、ご活躍を祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策

中小企業経営革新実行支援補助金 (感染防止対策)

経営革新に取り組む中小企業者の方が、新型コロナウイルス感染予防に向けた業種別ガイドラインに基づき実施する感染防止対策に必要な経費を補助します。



募集期間	令和2年6月29日(月)～補助金予算額に達する時点まで
対象者 (すべてに該当)	・福岡県内の中小企業者 ・令和2年度において経営革新計画の承認(変更)を受けているもの(申請中を含む)
補助内容	補助率:対象経費の3/4(円未満切り捨て) 補助金額:上限50万円
補助対象期間	交付決定の日※～令和3年2月28日 ※事前着手等届を提出することで令和2年5月14日に遡及することが可能
対象事業	内閣官房ホームページに掲載されている業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の取り組み 
対象経費	国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金(上乗せを除く)において重複申請をしていない下記の経費 ・消毒費用(消毒設備※の購入・施工・運搬、消毒液・アルコール液等購入) ・マスク費用(マスク・ゴーグル・フェイスシールド等購入) ・清掃費用(手袋・ゴミ袋・洗浄剤・漂白剤の購入や清掃作業の外注) ・飛沫対策費用(アクリル板・透明ビニールシート・フロアマーカー等の購入) ・換気費用(換気扇・空気清浄機等※の購入・施工・運搬) ・その他の衛生管理費用(トイレ用ペーパータオル・体温計・サーモカメラ等の購入等) ・広報費用(ポスター・チラシの外注・印刷) ※消毒設備及び換気設備については、各業種別ガイドラインで記載されているものに限る。

福岡県ホームページ

提出にあたっては、下記福岡県ホームページで「中小企業経営革新実行支援補助金 交付要綱」をご確認ください。

「【福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策】中小企業経営革新実行支援補助金(感染防止対策)」のご案内

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keieikakushin-jikkoushien-kansenboushi.html>



お問い合わせ先

福岡県商工部新事業支援課新分野推進係 ☎ 092-643-3449(平日9時～17時)

<外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ>

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣 旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

支給額

生産性要件(※)を満たした場合	生産性要件(※)を満たしていない場合
支給対象経費の 2 / 3(上限額 72 万円)	支給対象経費の 1 / 2(上限額 57 万円)

※生産性要件については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

対象となる経費 「支給対象経費」は、以下の経費を対象とします。

- ①通訳費
- ②翻訳機器導入費(上限 10 万円)
- ③翻訳料
- ④弁護士、社会保険労務士等への委託料
(外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)
- ⑤社内標識類の設置・改修費(多言語の標識類に限る)

具体的な取り組み (就労環境整備措置)

必須メニュー A と B に加え、選択メニューの①～③のいずれかを実施する必要があります。

必須メニュー	内容
A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と 3 か月間ごとに1回以上の面談(テレビ電話による面談を含む)を行う。
B 就業規則等の社内規程の多言語化	「就業規則等の社内規定」の全てを多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する。
選択メニュー	内容
① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により、苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、苦情・相談に応じる。
② 一時帰国のための休暇制度	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得できること。
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	「社内マニュアルや標識類等」を多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する。

離職率要件とその他の支給要件

▶次の「外国人労働者離職率」と「日本人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。但し、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職率が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者(雇用保険一般被保険者)の離職率が、上昇していないこと。

▶外国人雇用状況届出(労働施策総合推進法)を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

①就労環境整備計画を作成・提出【計画期間：3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)に提出してください。

3
か
月
〜
1
年
計
画
期
間
…

②対象となる就労環境整備措置の導入

「具体的な取り組み(就労環境整備措置)」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要です。

③就労環境整備措置の実施

②で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

(計画期間終了から1年)

④支給申請 算定期間(計画期間終了後1年)が終了して2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)に提出してください。

⑤助成金の支給

※ 計画や申請書類の提出は、決められた期限内に都道府県労働局等に提出する必要があります。
 なお、郵送の場合、計画や申請書類は決められた期限までに到達している必要があるため、余裕をもってご提出ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)

助成金の活用にあたり、この記事に記載していない支給要件や取り扱いがあります。ご不明な点や詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課(助成金センター)までお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00008.html

人材確保等支援助成金 外国人労働者



※詳細はポータルサイトの検索窓口で検索するか、QRコードからアクセスしてください。



<令和2年度10月分>労働災害発生状況 ※()内は前年同月の状況

Report

安全第一

労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	2(4)	5(8)	1(1)	1	1	1	2(1)	
区分	切れ ごすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	1	1		1(3)		2(1)	1(3)	19(21)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人	(1)	1(2)	1(1)	3(1)	5(4)	4	5(12)	19(21)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	8(8)	3(3)	(3)	6(4)	2(3)			19(21)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置等を延長します

令和2年12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、**令和3年2月末まで延長**します。

我が社の の ホープ

西部ビル管理株式会社

- ・織田 竜之介 さん(24歳)
- ・勤続年数:4年3か月



上司から ひと言

何事にも前向きに立ち向かい、成長している姿を凛々しく感じます。これから更に飛躍し、皆を引っ張っていくことのできる人材として期待しています。

自分にはない知識が日々増えていく楽しさや、やりがいを感じ、すごく充実しています。まだまだ勉強して、いろいろな知識や技術を身につけ、磨いていこうと思っています。

1月 行事予定

4	月	協会事務局仕事始め
19	火	13:00~ 役員選挙管理委員会 於: 県協会会議室
21(木)・22(金)		令和2年度3級ビルクリーニング技能検定実技直前講習会 於: ももちパレス
21(木)~23(土)		令和2年度1級ビルクリーニング技能検定実技直前講習会 於: ももちパレス
25	月	14:00~ 第125回理事会 於: ホフィスネット会議室
27(水)~29(金)		2020年度ビルクリーニング技能検定1級実技試験 於: ももちパレス
30	土	2020年度ビルクリーニング技能検定2級実技試験 於: ももちパレス
30(土)・31(日)		2020年度ビルクリーニング技能検定3級実技試験 於: ももちパレス

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

講習会のお知らせ

清掃作業従事者研修(集合教育)基礎コースⅡ

- ◎開催日時 令和3年2月24日(水)
- ◎会場 ももちパレス
- *申込締切/令和3年1月末日まで

防除作業従事者研修

■久留米会場

- ◎開催日時 令和3年2月5日(金)
- ◎会場 久留米地域職業訓練センター

■北九州会場

- ◎開催日時 令和3年2月9日(火)
- ◎会場 北九州パレス

■福岡会場

- ◎開催日時 令和3年3月12日(金)
- ◎会場 福岡県自治会館

*申込締切/令和3年1月19日(火)まで

第61回 福岡県BM協会ゴルフ会開催

- 開催日: 令和2年11月18日(水)
 - 場所: 福岡カンツリー倶楽部 和白コース
 - 参加者: 27名
- 第61回ゴルフ会は本来、4月開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期していました。今回、ソーシャルディスタンスを保ち、会場での表彰式を中止するなどの措置を講じて開催にいたりました。

the Winner ご挨拶



(株)リノプロテック
杉森 亮介

この度、第61回福岡県BM協会ゴルフコンペにて優勝させていただき、誠に有難うございます。コロナ禍において一度延期になりましたが、天気にも恵まれ、大勢の参加者の中でこの様な賞をいただき大変光栄に思っております。ご一緒させていただいたパートナーの皆様のおかげで、楽しい一日を過ごす事ができ、心より感謝しております。賛助会員として、皆様にお世話になっておりますが、これからも宜しくお願ひ致します。

